

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：渋谷二丁目西地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 北田 光重
所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目 14 番 6 号 第 2 かわなビル 5 階
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都渋谷区渋谷二丁目 13 番・14 番・16 番地内

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。